

税証明書を郵送請求する場合について

所得証明書を郵送で申請する場合は、次のことを確認してください。

- 市町村民税の課税は原則1月1日現在の居住地で行われます。
必要としている証明年度の1月1日の住所は宜野湾市でしたか？
- 市町村民税申告又は確定申告は済みますか？申告がされていない場合は証明書が発行できません。

必要書類及び申請方法について

- 1 税務証明交付申請書に記入してください。
- 2 申請人の本人確認のため、公的機関から発行された**本人確認できる書類のコピー**（運転免許証、資格確認証等）を添付してください。
※令和7年12月2日以降、健康保険証等は本人確認書類として利用できません。

3 定額小為替

手数料は証明書1枚につき300円となります。手数料を計算し、必要枚数分の定額小為替を郵便局で購入してください。（資産関係の証明書について、資産を複数所有している場合は複数枚数にまたがる場合がありますので、事前に手数料の確認をお願いします。）

4 返信用封筒（現住所、氏名を記入し切手を貼ってください。）

※5 委任状（所得関係・資産関係）

本人以外の方が申請する場合は、委任者が自筆で記入された委任状（委任状・所得関係）（委任状・資産関係）を添付してください。

※6 戸籍謄本等（コピー可）

資産関係の証明において、相続人の方が申請する場合は、同じ戸籍内で被相続人と相続人が分かる戸籍（改正原戸籍謄本等）を添付してください。

また、所有者が宜野湾市外の場合は、亡くなったことが分かる書類も併せて添付をお願いします。

例：被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍謄本・改正原戸籍謄本）と相続人の現在の戸籍謄本

以上を同封し、下記の送付先まで送付をお願いします。

また、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ・送付先
〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号
宜野湾市役所 税務課 税制係
電話番号 098-893-4134

※最新年度（現年度）の証明は、所得関係証明は6月以降、資産関係証明は4月以降の発行となっています。詳しくは上記まで問い合わせください。